

(居宅介護支援事業) 届出等に係る提出書類、期限等に関する参考資料

届出等や委員会の期限、時期等を簡単にまとめたものとなりますので、参考資料としてご活用ください。

運営基準に係る届出等	期限等
【廃止・休止の届出】	廃止、休止の1か月前まで
【再開の届出】	再開した日から10日以内
【変更の届出】	変更が生じた日から10日以内 ※介護保険制度の改正や報酬改定に伴うものについては、届出不要
・運営規程「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更	6月末日まで※年1度の届出 ※変更の基準日は6月1日時点ですので、前年と比較して変更した場合、届出をお願いします。
【事故報告書】	事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安

介護体制給付費算定に係る届出等	期限等
<加算の届出>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 	加算適用月の前月15日まで 加算の要件を満たさなくなった場合は、上記期限に関係なく、すみやかに提出をお願いします。
<特定事業所集中減算>	
<ul style="list-style-type: none"> 特定事業所集中減算算定表 正当な理由を確認できる書類※該当する場合 	前期 9月15日まで (判定期間：3月1日から8月末日まで) 後期 3月15日まで (判定期間：9月1日から2月末日まで)
<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 	判定結果が前回から変更となった場合は、すみやかに提出をお願いします。
<特定事業所加算>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 特定事業所加算ⅠからⅢに係る届出書 又は特定事業所加算Aに係る届出書 	加算適用月の前月15日まで
<特定事業所医療介護連携加算>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 特定事業所医療介護連携加算に係る届出書 ターミナルケアマネジメント加算の算定実績がわかるもの 退院・退所加算の算定に係る施設等との連携回数の実績がわかるもの 	加算適用月の前月15日まで
<ターミナルケアマネジメント加算>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 	加算適用月の前月15日まで

委員会等の開催	時期等
・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	おおむね6月に1回以上
・虐待の防止のための対策を検討する委員会	定期的開催